

広島大学国語国文学会会則

第五条

昭和四十九年十二月一日一部改正  
昭和五十七年十一月一日一部改正  
昭和五十八年十一月二十日一部改正  
昭和六十二年十一月二十九日一部改正  
平成十三年十一月二十五日一部改正  
平成十四年十一月二十四日一部改正  
平成二十四年七月八日一部改正

本会は、広島大学（母体となった旧制諸機関を含む）の国語学・国文学・国語教育担当教員、及びその専攻卒業生・在学生を中心として構成し、その他本会の趣旨に賛同する者は委員会の承認を得て会員となることができる。本会には委員会の議を経て客員を置くことができる。会員は機関誌の配布を受け、また機関誌・研究発表会において研究を発表することができる。

二〇二一（令和三）年七月十日一部改正

第八条

（委員）

第一条

（名称・所在）  
本会は広島大学国語国文学会と称する。

本会は会務運営のために、委員若干名を置き、そのうち一名を代表委員とする。会務は、研究編集・庶務・会計に分ける。

第二条

本会は事務局を広島大学文学部日本文学語学研究室（旧国語学国文学研究室）に置く。

第九条

2

（目的・事業）

委員の選出に関しては別に定める。委員は、総会の承認を必要とする。

第三条

本会は会員相互の協力によって国語学・国文学・国語教育の研究を促進することを目的とする。

3

委員の任期は一か年とし、再任を妨げない。ただし、補欠で生じた委員の任期は前任者の残任期間とする。

第四条

本会は前条の目的を達成するために左の事業を行う。

（1）研究会・講演会その他諸集会の開催

第十条

（2）機関誌・会報の刊行

（3）その他本会の目的の達成に必要な事業

（会員）

本会は毎年一回総会を開く。ただし、必要ある時は臨時総会を開くことができる。総会では予算・決算・事業の報告、会則の変更及び委員の承認などを行う。委員会は随時開き、会務の運営に関する事項を審議決定する。

(会計・会計監査)

第十一条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を充てる。

会費は年額三千円を、納付するものとする。ただし、在学生は一般会員の半額とする。本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第十二条 本会に会計監査二名を置く。

後の第十一条の規定は、平成十四年十一月一日から適用する。

付則 本会則は、平成二十四年七月八日から実施し、改正後の

第十一条の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

付則 本会則は、二〇二一（令和三）年七月十日から実施し、

改正後の第十一条の規定は、二〇二一（令和三）年四月一日から適用する。

内規 第九条委員選出について、

(1) 教員・卒業生・大学院生・学部生から運営に必要な委員若干名を選出する。

(2) その他十名以上の会員が署名推薦したものを委員に加えることができる。

付則 本会則は、昭和四十五年七月五日から実施する。

付則 本会則第十一条は、昭和四十九年二月一日から実施する。

付則 本会則第十二条は、昭和五十七年十一月二十一日から実施する。

付則 本会則は、昭和六十二年十一月二十九日から実施し、改正後の第十一条の規定は、昭和六十二年十一月一日から適用する。

付則 本会則は、平成十四年十一月二十四日から実施し、改正